

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁業者等への支援策について

### ～緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和～

(国・経済産業省関係、県・商工部関係)

※詳細は、農林水産部水産局漁業管理課漁協指導係（092-643-3554）までお問い合わせください。

	【国】月次支援金	【県】福岡県中小企業者等月次支援金
給付・支援対象者	<p>主な要件</p> <p>(1) 以下のア又はイのいずれかに該当すること</p> <p>ア) <u>緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という。）を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引があることによる影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること。</u></p> <p>イ) 対象措置を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的な取引があることによる影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること。</p> <p>(2) 法人の場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。</li> <li>・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。</li> </ul> <p>(3) 地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴</p>	<p>主な要件（次のいずれも満たす必要あり）</p> <p>(1) 県内（政令市を除く）に本社・本店のある中小法人・個人事業者等であること。</p> <p>法人は、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。</p> <p>(2) <u>緊急事態措置等実施地域の飲食店と直接・間接の取引があること。又は、緊急事態措置等に伴う外出自粛等による直接的な影響を受けたこと。</u></p> <p>(3) <u>2021年5月・6月の月間事業収入が、2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少していること。</u></p> <p>(4) 2021年5月・6月の月間事業収入が、2019年と2020年の同月比でいずれも50%以上減少していないこと。</p> <p>(5) 同一の月において、国の「月次支援金」を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給し</p>

	う協力金給付対象の事業者ではないこと。	ないこと。 (6) 支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。 (7) 地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う協力金給付対象の事業者ではないこと。
給付額・支援額 (上限額)	法人：上限20万円/月 個人：上限10万円/月 2019年又は2020年の基準月 <sup>※1</sup> の売上－2021年の対象月 <sup>※2</sup> の売上 ※1 2019年又は2020年における対象月と同じ月 ※2 対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。	法人：上限10万円/月 個人：上限5万円/月 5月分：2019年（又は2020年）5月の事業収入－2021年5月の事業収入 6月分：2019年（又は2020年）6月の事業収入－2021年6月の事業収入
申請期間	4月・5月分：令和3年6月16日～8月15日 6月分：令和3年7月1日～8月31日 ・各対象月について、申請・受給は1回のみ	5月分：令和3年6月18日～8月31日 6月分：令和3年7月1日～8月31日 ・各対象月について、申請・受給は1回のみ ・対象月ごとに申請
申請方法	月次支援金事務局ホームページから申請 月次支援金事務局ホームページ⇒ <a href="https://ichijishienkin.go.jp/">https://ichijishienkin.go.jp/</a> ・事前に登録確認期間での事前登録が必要。まずは、アカウントの申請・登録から。 ・申請サポート会場について⇒ <a href="https://reservation.ichijishienkin.go.jp/area-">https://reservation.ichijishienkin.go.jp/area-</a>	Web上での申請を基本とする 申請ページ⇒ <a href="http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/">http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/</a> ・Web申請が困難なため郵送での申請を希望する場合は、コールセンターへ電話でご相談ください。（郵送による申請は令和3年8月31日消印有効のためお早めに。）

	search-country	
申請に必要な書類	<p>①確定申告書類 2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての確定申告書の控え（收受日付印が押されているもの。e-Taxによる申告の場合、受付日時の印字又は受信通知メールの添付があること。）</p> <p>②売上台帳 2021年の対象月の月間事業収入がわかる売上台帳</p> <p>③宣誓・同意書 代表者または個人事業者等本人が自署</p> <p>④本人確認書類 ＜法人＞ ・履歴事項全部証明書（提出時から3ヶ月以内に発行） ＜個人＞ ・本人確認書類 （例） ・単体で本人確認書類となるもの 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面） ・住民票とセットで本人確認書類となるもの 「住民票＋パスポート」、「住民票＋各種健康保険証」</p> <p>⑤通帳の写し 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認可能な書類</p>	<p>①確定申告書類 ＜法人＞ 2019年（及び2020年）5月・6月をその期間内に含むすべての事業年度の確定申告書別表一控え（收受印またはe-Taxの受信通知等必須）及び法人事業概況説明書 ＜個人事業者＞ 2019年及び2020年分の確定申告書第一表控え（收受印またはe-Taxの受信通知等必須）及び所得税青色申告決算書の控え（白色申告等の場合を除く）</p> <p>②2021年5月・6月の月単位の事業収入がわかる確定申告の基礎となる書類（売上台帳等）</p> <p>③5月・6月の事業収入に含まれる給付金・補助金・助成金の受給を証明する書類（該当者のみ）</p> <p>④履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）</p> <p>⑤通帳の写し</p> <p>⑥宣誓・同意書</p> <p>⑦役員名簿（法人のみ）</p> <p>⑧2019～2021年の各年5月・6月における顧客である法人及び個人事業者等の情報が確認できる書類</p> <p>⑨その他、事務局が必要と認める書類</p>

保存書類	<p>申請時の提出は不要だが、申請後に提出を求める場合があるので7年間保存必要。</p> <p>&lt;飲食店の休業・時短営業の影響関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象措置の影響を受けた飲食店又はその間取引先（卸売市場、流通事業者等）との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」</li> </ul> <p>&lt;外出自粛等の影響関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」並びに</li> <li>・商品・サービスの一覧表、店舗、写真及び賃貸借契約書若しくは登記簿等の対象措置実施地域内で事業を営んでいることがわかる書類</li> </ul>	同左
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口</li> <li>電話：0120-211-240</li> <li>電話：03-6629-0479 [IP電話専用回線]</li> <li>(通話料がかかります)</li> <li>受付時間</li> <li>土日・祝日含む全日 8:30~19:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター</li> <li>電話：0120-876-866</li> <li>受付時間 平日 9:00~17:00</li> </ul>

※いずれも概要を記載しています。詳細は、以下のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

<【国】月次支援金に関する情報（経済産業省HP）>

◆月次支援金（制度の概要）

⇒[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

◆月次支援金リーフレット

⇒[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/pdf/leaflet.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/pdf/leaflet.pdf)

◆月次支援金制度の詳細

⇒[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/pdf/getsujishien.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/pdf/getsujishien.pdf)

<【県】福岡県中小企業者等月次支援金に関する情報（福岡県HP）>

◆福岡県中小企業者等月次支援金について

⇒<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/getsujishienkin.html>

◆概要チラシ

⇒<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/140508.pdf>

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁業者等への支援策について

(国・農林水産省関係、県・農林水産部関係)

### ○資金融資関係

制度の種類	制度の内容
農林漁業セーフティネット資金	<p>不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資（㈱日本政策金融公庫）</p> <p>①融資限度額 1,200万円（特認：年間経費等の12/12以内）</p> <p>②融資利率 0% ※貸付当初5年間は実質無利子</p> <p>③融資期間 15年以内（据置期間3年以内）</p> <p>④担保 実質無担保（担保は融資対象物件に限る。運転資金の場合は不要。）</p> <p>⑤保証人 実質無保証人</p>
福岡県農林漁業災害対策資金	<p>不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資</p> <p>[特別災害]</p> <p>①融資限度額 500万円</p> <p>（※ただし、農林漁業セーフティネット資金の融資を既に限度額まで受けていること。公庫資金限度額を超える額は、信漁連資金を利用。）</p> <p>②融資利率 0% ※貸付当初5年間は実質無利子</p> <p>③融資期間 7年以内（据置期間3年以内）</p>
漁業近代化資金の償還期間延長	<p>漁業近代化資金の貸付を受けた漁業者で、償還期間中の者が天災等特別の理由により償還が困難になった場合に、法定の期間（期限）内で償還期間の延長を行います。</p>

沿岸漁業改善資金の償還金支払猶予	沿岸漁業改善資金の貸付を受けた漁業者で災害等やむを得ない理由により貸付金の償還が困難と認められる場合に償還金の支払いを猶予します。
------------------	---

○漁業共済関係

制度の種類	制度の内容
漁業共済制度	魚価安などにより一定の減収があった漁業者に共済金が支払われる共済制度です。共済金を受給するためには、事前に共済に加入している必要があります。